

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第84号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市西京極総合運動公園について、次のとおり、利用料金の限度額の改定その他必要な措置を講じることとしました。

1 利用料金の限度額の改定

(1) 陸上競技場兼球技場

ア 利用料金（超過利用料金を除く。）

区 分				現 行				改 正 後			
				午 前	午 後	夜 間	全 日	午 前	午 後	夜 間	全 日
全 面 利 用	アマ チュ アス ポー ツ以 外	入場料 を徴収 する場 合	休日 等	円 172,000	円 228,000	円 228,000	円 628,000	円 180,000	円 240,000	円 240,000	円 660,000
			その 他の 日	円 132,000	円 176,000	円 176,000	円 484,000	円 138,000	円 184,000	円 184,000	円 506,000

イ 超過利用料金（1時間につき）

区 分			現 行		改 正 後	
			午 後	夜 間	午 後	夜 間
アマ チュ アス ポー ツ以 外	入場料を徴収 する場合	休 日 等	円 70,000	円 70,000	円 74,000	円 74,000
		そ の 他 の 日	円 51,000	円 51,000	円 54,000	円 54,000

(2) 野球場

ア 利用料金（超過利用料金を除く。）

区 分			現 行				改 正 後			
			午 前	午 後	夜 間	全 日	午 前	午 後	夜 間	全 日
アマ チュ アス ポー ツ	入場料 を徴収 しない 場合	休日 等	円 29,000	円 39,000	円 39,000	円 107,000	円 30,000	円 41,000	円 41,000	円 112,000
		その 他の 日	円 22,000	円 29,000	円 29,000	円 80,000	円 23,000	円 30,000	円 30,000	円 83,000
	入場料 を徴収 する場 合	休日 等	円 40,000	円 54,000	円 54,000	円 148,000	円 42,000	円 56,000	円 56,000	円 154,000
		その 他の 日	円 31,000	円 40,000	円 40,000	円 111,000	円 32,000	円 42,000	円 42,000	円 116,000
そ の 他	入場料 を徴収 しない 場合	休日 等	円 88,000	円 117,000	円 117,000	円 322,000	円 92,000	円 123,000	円 123,000	円 338,000
		その 他の 日	円 66,000	円 88,000	円 88,000	円 242,000	円 69,000	円 92,000	円 92,000	円 253,000
	入場料 を徴収 する場 合	休日 等	円 121,000	円 161,000	円 161,000	円 443,000	円 127,000	円 169,000	円 169,000	円 465,000
		その 他の 日	円 92,000	円 121,000	円 121,000	円 334,000	円 97,000	円 127,000	円 127,000	円 351,000

イ 超過利用料金（1時間につき）

区 分			現 行		改 正 後	
			午 後 円	夜 間 円	午 後 円	夜 間 円
アマチュ アスポー ツ	入場料を徴収しない場 合	休 日 等	12,000	12,000	13,000	13,000
		そ の 他 の 日	9,000	9,000	9,000	9,000
	入場料を徴収する場合	休 日 等	16,000	16,000	17,000	17,000
		そ の 他 の 日	12,000	12,000	13,000	13,000
そ の 他	入場料を徴収しない場 合	休 日 等	37,000	37,000	38,000	38,000
		そ の 他 の 日	26,000	26,000	27,000	27,000
	入場料を徴収する場合	休 日 等	48,000	48,000	50,000	50,000
		そ の 他 の 日	37,000	37,000	39,000	39,000

(3) 室内野球練習場

単 位	現 行	改 正 後
1 箇 所 1 時 間 に つ き	1,300 円	1,500 円

(4) 駐車場

単 位	現 行	改 正 後
1 時 間 ま で ご と	200 円	300 円

2 供用時間の変更

(1) 陸上競技場兼球技場

区 分	現 行	改 正 後
全 面 利 用	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
特定全面利用 A		午前 7 時から午後 9 時まで
特定全面利用 B		午前 8 時から午後 9 時まで

(2) 補助競技場

区 分	現 行	改 正 後
全 面 利 用	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
特定全面利用 A		午前 7 時から午後 5 時まで
特定全面利用 B		午前 8 時から午後 5 時まで

### 3 新たな利用時間の区分についての利用料金の限度額の設定

#### (1) 陸上競技場兼球技場

区 分				午 前	午 後	夜 間	全 日
				円	円	円	円
特 定 全 利 用 A	アマチ ュアス ポーツ	入場料 を徴収 しない 場合	休日等	88,000	64,000	64,000	216,000
			その他 の日	66,000	49,000	49,000	164,000
		入場料 を徴収 する場 合	休日等	103,000	76,000	76,000	255,000
			その他 の日	78,000	59,000	59,000	196,000
	その他	入場料 を徴収 しない 場合	休日等	261,000	191,000	191,000	643,000
			その他 の日	198,000	147,000	147,000	492,000
		入場料 を徴収 する場 合	休日等	328,000	240,000	240,000	808,000
			その他 の日	246,000	184,000	184,000	614,000
特 定 全 利 用 B	アマチ ュアス ポーツ	入場料 を徴収 しない 場合	休日等	68,000	64,000	64,000	196,000
			その他 の日	51,000	49,000	49,000	149,000
		入場料 を徴収 する場 合	休日等	80,000	76,000	76,000	232,000
			その他 の日	61,000	59,000	59,000	179,000
	その他	入場料 を徴収 しない 場合	休日等	202,000	191,000	191,000	584,000
			その他 の日	154,000	147,000	147,000	448,000
		入場料 を徴収 する場 合	休日等	254,000	240,000	240,000	734,000
			その他 の日	192,000	184,000	184,000	560,000

#### (2) 補助競技場

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		円	円		円
特 定 全 面 利 用 A	休日等	29,200	21,000		50,200
	その他 の日	22,200	16,000		38,200
特 定 全 面 利 用 B	休日等	22,600	21,000		43,600
	その他 の日	17,100	16,000		33,100

備考1 上記1及び3の表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

2 上記2及び3の表中「特定全面利用A」とは供用時間が午前7時からである全面利用

を、「特定全面利用B」とは供用時間が午前8時からである全面利用をいいます。

#### 4 補助競技場の全面利用の場合の超過利用料金の時間枠の変更

区 分	現 行	改 正 後
午後の時間枠	正午から午後5時まで	正午から午後6時又は午後7時まで

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 84 号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中

全 面 利 用	午前9時から 午後9時まで
---------	------------------

を

全 面 利 用	午前9時から 午後9時まで
特定全面利用A	午前7時から 午後9時まで
特定全面利用B	午前8時から 午後9時まで

に、

全 面 利 用	午前9時から 午後5時まで
---------	------------------

を

全 面 利 用	午前9時から 午後5時まで
特定全面利用A	午前7時から 午後5時まで
特定全面利用B	午前8時から 午後5時まで

に改め、同表備考を同備考2とし、同備考2の前に次のよ

うに加える。

- 1 「特定全面利用A」とは供用時間が午前7時からである全面利用を、「特定全面利用B」とは供用時間が午前8時からである全面利用をいう。

別表第2陸上競技場兼球技場の項及び補助競技場の項を次のように改める。

陸 上 技 兼 技 競 球 場	全 面 利 用	アマチュアスポーツ	入場料徴収しない場合	48,000円	36,000円	64,000円	49,000円	64,000円	49,000円	176,000円	134,000円		
			入場料徴収する場合	57,000	44,000	76,000	59,000	76,000	59,000	209,000	162,000		
		その他	入場料徴収しない場合	143,000	110,000	191,000	147,000	191,000	147,000	525,000	404,000		
			入場料徴収する場合	180,000	138,000	240,000	184,000	240,000	184,000	660,000	506,000		
		特 定 全 面 利 用 A	アマチュアスポーツ	入場料徴収しない場合	88,000	66,000	64,000	49,000	64,000	49,000	216,000	164,000	
				入場料徴収する場合	103,000	78,000	76,000	59,000	76,000	59,000	255,000	196,000	
	その他		入場料徴収しない場合	261,000	198,000	191,000	147,000	191,000	147,000	643,000	492,000		
			入場料徴収する場合	328,000	246,000	240,000	184,000	240,000	184,000	808,000	614,000		
	特 定 全 面 利 用 B	アマチュアスポーツ	入場料徴収しない場合	68,000	51,000	64,000	49,000	64,000	49,000	196,000	149,000		
			入場料徴収する場合	80,000	61,000	76,000	59,000	76,000	59,000	232,000	179,000		
		その他	入場料徴収しない場合	202,000	154,000	191,000	147,000	191,000	147,000	584,000	448,000		
			入場料徴収する場合	254,000	192,000	240,000	184,000	240,000	184,000	734,000	560,000		
		部分利用 (1人1回につき)			300								
		補 助 技 場	全 面 利 用			16,000	12,000	21,000	16,000			37,000	28,000
	特 定 全 面 利 用 A			29,200	22,200	21,000	16,000			50,200	38,200		
特 定 全 面 利 用 B			22,600	17,100	21,000	16,000			43,600	33,100			
部分利用 (1人1回につき)			300										

別表第2野球場の項中

29,000	22,000	39,000	29,000	39,000	29,000	107,000	80,000
40,000	31,000	54,000	40,000	54,000	40,000	148,000	111,000
88,000	66,000	117,000	88,000	117,000	88,000	322,000	242,000
121,000	92,000	161,000	121,000	161,000	121,000	443,000	334,000

を

30,000	23,000	41,000	30,000	41,000	30,000	112,000	83,000
42,000	32,000	56,000	42,000	56,000	42,000	154,000	116,000
92,000	69,000	123,000	92,000	123,000	92,000	338,000	253,000
127,000	97,000	169,000	127,000	169,000	127,000	465,000	351,000

に

改め、同表室内野球練習場（1箇所1時間につき）の項中「1,300」を「1,500」に改め、同表駐車場（1時間までごと）の項中「200」を「300」に改め、同表備考1中「午前9時」の右に「(特定全面利用Aにあっては午前7時,特定全面利用Bにあっては午前8時)」を加え、同備考中15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 「特定全面利用A」とは供用時間が午前7時からである全面利用を、「特定全面利用B」とは供用時間が午前8時からである全面利用をいう。

別表第3備考以外の部分中

70,000	51,000	70,000	51,000
6,600	5,100		
12,000	9,000	12,000	9,000
16,000	12,000	16,000	12,000
37,000	26,000	37,000	26,000
48,000	37,000	48,000	37,000

を

74,000	54,000	74,000	54,000
6,600	5,100		
13,000	9,000	13,000	9,000
17,000	13,000	17,000	13,000
38,000	27,000	38,000	27,000
50,000	39,000	50,000	39,000

に改め、同表備考1中「午後5時まで」を

「午後5時（補助競技場の全面利用にあつては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時）まで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

2 利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）